

## 富田林市立じないまち交流館条例の一部を改正する条例

富田林市立じないまち交流館条例（平成17年富田林市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、寺内町の啓発を図るため」を「富田林寺内町の歴史と文化を生かしたまちづくりを推進するとともに、地域の賑わいや交流を創出する拠点として」に、「設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする」を「設置する」に改める。

第3条中「法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「設備」を「設備等」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 富田林寺内町の賑わいづくりと魅力発信に関する業務

第5条を削る。

第6条中「委員会規則」を「この条例に基づく規則（以下「規則」という。）」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入館)

第6条 交流館の入館は、無料とする。ただし、交流館において指定管理者が開催する催物、講座等（以下「催物等」という。）の参加については、この限りでない。

第7条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「交流館の」の次に「展示スペース、小会議室及び」を加え、「及び会議室」を削り、「使用しようとする者は、」を「利用しようとする者は、あらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備等を設け、又は既存の設備等を移動しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

第8条中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「及び設備」を「又は設備等」に改める。

第9条を次のように改める。

(利用料金)

第9条 委員会は、法第244条の2第8項の規定により、交流館の施設利用に係る料金及び催物等の参加に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を

指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用者及び催物等の参加者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 3 交流館の展示スペース、小会議室及び和室の利用に係る料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。
- 4 催物等の参加に係る料金の額は、1回の参加につき4,000円を超えない額で、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。
- 5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

第11条を削る。

第10条中「使用」を「利用」に改め、「取り消し」の次に「、若しくは利用を制限し」を加え、同条第1号中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第2号中「に定める事由が発生したとき」を「各号のいずれかに該当するに至ったとき」に改め、同条第3号中「その他」を「災害その他緊急」に、「が発生したとき」を「により、特に必要があると認めるとき」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

第12条中「施設の使用者」を「利用者」に、「施設及び設備を許可を受けた」を「利用許可を受けた」に、「使用し」を「施設を利用し」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。第11条の規定による許可の取消し等の場合も同様とする。

(立入り等)

第14条 利用者は、その利用している施設について、職員の立入りを拒むことができない。

第17条中「委員会が」を「規則で」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「入館者及び施設の使用者」を「利用者等」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「入館者及び施設の使用者は、」を「利用者等が」に、「及び設備」を「又は設備等」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用者等の責務)

第15条 入館者、利用者及び催物等の参加者（以下「利用者等」という。）は、施設及び設備等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、管理運営上支障があると認められる者に対し、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(指定管理者の交代があった場合の経過措置)」を付する。

本則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

施設名称		1時間当たり (午前10時 から午後5時 までの時間帯)	1時間当たり (左欄に掲げ る時間帯以外 の時間帯)	全日(午前10 時から午後5 時まで)
展示スペース	非営利目的			600円
小会議室	非営利目的	300円	600円	2,000円
	営利目的	600円	1,200円	4,000円
和室1	非営利目的	600円	1,200円	4,000円
	営利目的	1,200円	2,400円	8,000円
和室2	非営利目的	600円	1,200円	4,000円
	営利目的	1,200円	2,400円	8,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に、改正前の富田林市立じないまち交流館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の富田林市立じないまち交流館条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後の利用許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。